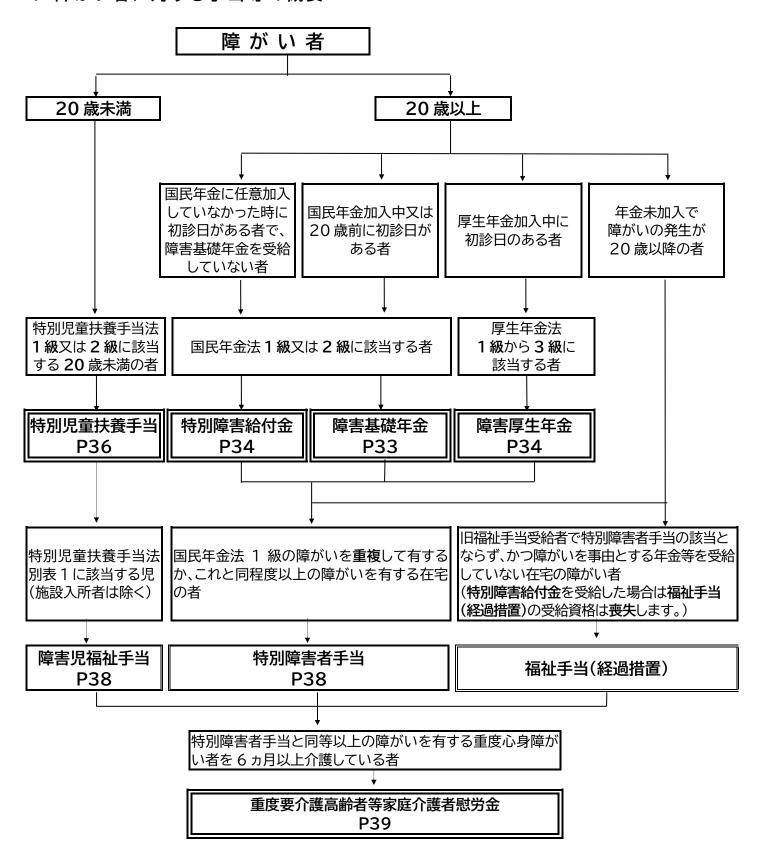
XI 年金·手当等

1 障がい者に対する手当等の概要



2 年金を受けるには(金額は参考金額です。)

(1)障害基礎年金

初診日において要件を満たす者が該当になり、診断書等により判定をします。 (1) 初診日(病気やケガで初めて医師の診察を受けた日)が、国民年金の被保険者期間にあるか、 65 歳未満であること ※老齢基礎年金を繰り上げ受給している方は対象になりません。 (2) 障害認定日(原則として初診日から 1 年 6 ヵ月を経過した日)に、障がいの程度が国民年金 法施行令に定める 1 級又は 2 級の状態にあること。ただし、20 歳前の初診日にかかる障が いについては、上記(1)、(2)の受給要件に該当しなくても20歳以降に一定以上の障がいの状 内容 態にあれば支給されます。 (3) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合 算した期間が 2/3 以上あること。ただし、令和8年3月末までに初診日がある場合は、 例として初診日の属する月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと (いずれも初診日の前日までの納付が必要) ※詳細については下記窓口でご相談ください。 年額 993,750円 1 級 年金の額 2 級 年額 795,000円 1級…日常生活において、他人の介助を必要とする程度のもの *令和5年 2級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの 度の参考金 受給権者と同一生計の子(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子及び 額です。詳し 20 歳未満で 1・2 級の障害等級にある子)がいる場合は、子の人数に応じて次の額が加算さ くは窓口で れます。 ご相談くだ 1 人目及び 2 人目の子 1人につき 年額 228,700円 さい。 1人につき 年額 76,200円 3 人目以降の子 初診日が 20 歳前の傷病による障害基礎年金または昭和 61 年 4 月に障害福祉年金が裁定替さ 支給制限 れた障害基礎年金を受給している人は、所得により支給制限があります。 また、他の公的年金を受給できる場合にも支給制限されることがあります。 ●年金 1 級 個人差はありますが、この表における身体障害者手帳の等級とは必ずしも一致しません ○年金 2 級 3級 4級 4級 身体障がい 1級 2級 身体障がい 1級 2級 3級 視覚 0 下 肢 0 聴覚 0 体 幹 0 平 衡 0 臓 0 心 音声·言語 0 0 腎臓 \circ 0 そしゃく 0 呼吸器 0 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 上 肢 膀胱·直腸 ● 精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの 知的障がい ○ 精神能力の全般的発達に遅滞があるもの ● 他人の介助を受けなければほとんど自分のことができない程度のもの 精神障がい ○ 日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 千曲市役所 市民課 年金係 (内線 1221) 窓口

(2)障害厚生年金・障害共済年金等

	初診日におい	て、要件を満たすものが該当になり、診断書等により判定をし	<i></i> ょす。							
	(1)厚生年金又は共済年金の加入中に初診日があること									
	(初診日が 65 歳以上でも加入期間中に初診日があれば可)									
内容	(2)納付の要	件は障害基礎年金に同じ。								
	(3)障害認定	日(原則として初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日)に、障が	がいの程度が、厚生年金							
	保険法	施行令等に定める1級、2級又は3級の状態にあること								
	※船員の障	語年金もほぼ同様です。								
	程度	障 害 厚 生 年 金	障害共済年金							
	1級障がい	(報酬比例の年金額)×1.25								
年金の額		配偶者加給年金額 228,700円								
(令和5年度の	2級障がい	(報酬比例の年金額)×1.00	夕井汶知人口							
参考金額です。 詳しくは窓口で		配偶者加給年金額 228,700円	各共済組合に お問い合わせ下さい。							
一ご相談くださ		(報酬比例の年金額)×1.00	100000日17日17日 でい。							
して相談へたといい。)	3級障がい	※最低補償額は 596,300 円								
V '0 /		(昭和31年4月1日以前に生まれた方は594,500円)								
	被保険者期間	の月数が 300 月に満たない時は、300 月とする。								
7 キャット ケモ 4 T	※該当する障がい等級 1、2 級は 30 ページ「障害基礎年金」の表に同じ。									
障がい等級	3 級は「障害厚生年金」の障がい等級表による。									
	勤務先を管轄す	する年金事務所								
窓口	千曲市·坂城町	は長野南年金事務所 🌋 026-227-1284								
	障害共済年金									

(3)特別障害	給付金							
	20 歳以上で、任意加入対象期間中に国民年金に任意加入し							
	金などを受給できない障がい者の方を対象に、福祉的な給付金を支給します。							
	(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給でき	る方は対象に	なりません。)					
	対 象 者							
	(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった	J — J — J .— I	S					
	間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2 級相当の降	章がいの状態は	こある方					
	① 大学(大学院)・短大・高等学校及び専門学校		VIII . A =					
	② 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までは、専修学校及で	び一部の各種等	学校も含みます。					
内容		+ 地口土笠へ	あり田 メ スナック - Vota					
	(2)昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であっ							
	意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害 にまるさんだだ。 くち 巻の部件 日の並ん口までに除がし							
	にある方(ただし、65歳の誕生日の前々日までに障がし		日した力に限ります。)					
	│ ① 被用者年金制度(厚生年金・共済組合等)の加入者の配偶 │ ② 上記①の老齢給付受給者及び受給資格期間満了者(通算	-	単ケ仝を(やく)					
	② 工記①07名即和刊支配有及07支配具格期间何」有(選昇 の配偶者	·七即"四异巫师	明十五で际へ)					
	の配摘者 ③ 上記①の障害年金受給者の配偶者							
	④ 工品・のグロード である ● 工品・のグロード							
	⑤ 地方議会議員の配偶者(ただし、昭和37年12月以降)							
終け今の宛	障害基礎年金1級相当に該当する方	月額	53,650円					
給付金の額	障害基礎年金1級相当に該当する方		42.920円					
(令和 5 年度 の参考金額)	1級・2級・・・「障害基礎年金」(33ページ参照)に相当		,					
07多亏亚钒/								
	・所得(本人)が一定額以上あるときには、支給額が、全額、又に							
	・・老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合は							
支給制限	(受給相当額が、特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障							
	・福祉手当(経過措置)を受給されている方は、特別障害給付金	金が支給される	6と手当の受給資格が喪					
	失となります。							
窓口	千曲市役所 市民課 年金係 (内線 1221)							

(4)心身障害者扶養共済年金

(4)心身	草害者扶養	共済 中						
	心身障がし	\者・児を扶養している方が、毎月一定の掛金を	払い込み、扶養している方が死亡、または著し					
内容	い障がいる	を有する状態となったとき、その方が扶養してい	た心身障がい者・児に年金を支給するもので					
134	す。(掛金は全額所得控除の対象となります。)							
	1	これが正然の対象とはつめてあっている。 こかに該当する心身障がい者・児等で、将来独立	・ ウバオスニとが困難であると認められる と ・					
		けいにはヨッといる障がいる。たみで、特別は20	ロログのことが四難であるこれのづれる日本					
心身障がい								
者·児	(1)知的障							
の範囲		がい者・児(身体障害者手帳 1~3 級)	1/0) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
		は身体に永続的な障がいを有する方で、(1)又に						
		調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友						
	心身障がし	\者・児を扶養している保護者(父母、配偶者、兄:	弟姉妹、親族など)で次のすべての要件を満た					
	している方	Ī						
加入対象者	(1)県内に	住所があること						
	(2)4月1	日における年齢が 65 歳未満であること						
	(3)特別な	疾病又は障がいのない健康状態であること						
加入口数	1人の心身] 障がい者・児に対し2口まで加入できます。						
手続に必要		青書、保護者と心身障がい者・児の住民票の写	71. 由认者生知津 陪宝证明津 在全管理者					
なもの	加入守中。 指定届書	月日、休政·日こ心·匀降がい日 元の正氏赤のつ						
7 OV)			1- F11 25 423++11++					
		は次のとおりで、加入時の年齢(4 月 1 日現在)	川により観か沃まります。					
掛金月額		34 月からの加入者)	40 # FO F4 # FF FO # KO KF#					
	加入時年齢		-49 歳 50~54 歳 55~59 歳 60~65 歳					
	掛金月額		800円 18,800円 20,700円 23,300円					
		の世帯の所得状況等により掛金が減額されます						
		隻世帯(10/10)、市県民税非課税世帯(5/10)、						
		/10)、2 人以上の障がい者・児を年金給付の対						
掛金納付	(2)20 年	以上継続して加入し、かつ、加入者が 65 歳以上	.になると掛金が全額免除されます。ただし、従					
の特典	前分加入者については「20 年」が「25 年」となります。							
	※従前分加入者とは、昭和 61 年 3 月 31 日以前の加入者で加入時の年齢が 45 歳未満の者及び							
	昭和45年の制度発足時に1年間限り加入を認められた65歳未満の者							
	(3) 掛金は小規模企業共済等掛金控除として、税法上の所得控除の対象となります。							
		加入者が死亡又は重度障がいとなったときは	、その月から生涯にわたって心身障がい者・児					
	(1) ()	に対し年金を支給します。						
	(1)年金	1口加入の方	月額 2万円(年額24万円)					
		2 口加入の方	月額 4万円(年額48万円)					
			がい者・児が死亡した時は、加入者に対し加入期					
		間に応じて弔慰金(一時金)を支給します。(金額に						
F ^ ** 0		加入期間 1年以上 5年未満	5 万円					
年金等の	(2) 弔慰金	加入期間 5年以上 20年未満	12 万 5 千円					
給付	(乙)中心环	加入期間 20 年以上	25 万円					
		※2 口加入の場合は、2 口目の加入期間に応	び表の金額に合算されます。					
		5 年以上加入した後、この制度を脱退した時に	は、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。					
		(金額は平成 20 年 4 月からの加入者)						
		加入期間 5年以上10年未満	7万5千円					
	(3)脱退	加入期間 10 年以上 20 年未満	12万5千円					
	一時金	加入期間 20 年以上	25 万円					
	- 9 312	※2 口加入者の場合は、2 口目の加入期間に応じて表						
H	千曲市役所		*> <u>***</u> #*** ****					
窓口								

(5)心身障害者扶養共済年金加入助成金

内容	心身障害者扶養共済年金の加入者に対し掛金の一部を助成金として支給します。
対象者	・心身障害者扶養共済年金の加入者で市内に住所を有する方
刈豕田	・当該年度内2ヵ月以上の掛金がある方
支給額	年額 4,000円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

3 手当等を受けるには (1)特別児童扶養手当

手当の額 (令和5年	内	容	20 歳未満の重中度の障がい児童を監護・生計維持している人に対し、支給される手当です。支給に際し、診断書・手帳等で判定を受けていただきます。 ただし、次の場合は支給されません。 ・父母又は養育者及び扶養義務者の所得が一定額を越える場合(次表参照) ・児童又は父母又は養育者が日本国内に住所がないとき ・児童が障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき ・児童が児童福祉法等により施設に入所しているとき また、詳細につきましては、下記窓口までご相談ください。						
4月現在) 2 級該当児童 1 人につき 月額 35,760 円 扶養親族			1	級該当児童	1人に	つ	*		月額 53,700円
所得制限		-		級該当児童	1人に	つ			<u> </u>
○ 人				→ 1 /=±-	+ ++/\	π ¬/			
1 人 4,976,000 円 6,536,000 円 2 人 5,356,000 円 6,749,000 円 2 人 5,356,000 円 6,749,000 円 7									N13 3
2 人 5,356,000 円 6,749,000 円 3 人 5,736,000 円 6,962,000 円 1			 1 人						4
3人 5,736,000 円 6,962,000 円 ・特定扶養親族 250,000 円/人 ・ 16歳以上 19歳未満の控除対象扶養親族 250,000 円/人 ・ 16歳以上 19歳未満の控除対象扶養親族 250,000 円/人	所得	制限				_			
以降 1 人増毎									•
身体障がい 1級 2級 3級 4級 備 考 視覚 ● ○ (注) 聴覚 ● ○ 1 1級の内部障がいについては、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほどんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。 そしゃく ○ 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。 体幹 ● ● ○ 内部 ● ● ○ 本幹 ● ○ ○ 本体幹 ● ○ ○ 本院手帳 A1・A2 程度) ○ ○ ○ 会事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの ○ 本院手帳 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの			以降1人增每	+380,000	0円	+2	213,000円		·16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 250,000円/人
 視 覚 ● ○ ○ (注) 聴 覚 ● ○ ○ 1 1級の内部障がいについては、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。 そしゃく ○ 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。 体 幹 ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						す。 ⟨		(重度	
 聴 覚 ● ○ 1 1級の内部障がいについては、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。 内 部 ● ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	身体障	章がい	1級	2級	3級		4級		
 平 衡 合声・言語 とんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。 体 幹 内 部 食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの(療育手帳 A1・A2 程度) 食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの目常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 情神障がい 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 	視	覚			\circ			(注)
 平 衡 音声・言語 そしゃく 上 肢 ● ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	聴	覚		•	0				
そしゃく ○ 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。 下肢 ● ● ○ ○ 本る程度のものをいいます。 体幹 ● ● ○ ○ 本る程度のものをいいます。 小の ● ● ○ ○ 本る程度のものをいいます。 小の ● ● ○ ○ 本る程度のものをいいます。 小の ● ● ○ ○ 会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの(療育手帳 A1・A2 程度) ○ ○ 食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの ● 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神障がい ● 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	平	衡			0				
上 肢	音声·	·言語						0	りものをいいます。
上 肢	そし	やく			\circ			2	2級の内部暗がいについてけ 他人の助けを
体 幹 ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	上	肢	•	•	0				
内 部 ● ● ○ ○ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ② ② ②	下	肢	•	•	• ()	0	-	である程度のものをいいます。
 ● 食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの(療育手帳 A1・A2 程度) ○ 食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの ● 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 	体	幹	•	•	0				
意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの (療育手帳 A1・A2 程度) ○ 食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、 会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの ● 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要 とする程度のもの	内	部	•		\circ				
精神障がい 〇 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要 とする程度のもの	知的障がい		意思の政 (療育手 〇 食事	東通が不可能 帳 A1・A2 程 や身のまわり	か著しく 呈度) Jのことな	困難	能であるため。 の基本的な行	、日常	会生活が困難で常時援助を必要とするもの 行うのに援助が必要であって、かつ、
窓 口 千曲市役所 こども未来課 子育て支援係(内線 1251)	精神障がい		〇 日常生活	舌が著しい制					. – .
	窓		千曲市役所	こども未来	課 子育で	支	援係(内線	125	51)

(2)児童扶養手当

内

容

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭や、父 又は母が重度障がい者の家庭等に対し支給されます。

ただし、所得が一定額を越える場合は手当の一部又は全部が支給されません。

また、次の場合も支給されません。

- ・児童又は父・母又は養育者が日本国内に住所がないとき
- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき、又は里親に委託されているとき
- ・児童が母の配偶者(内縁関係も含む)又は父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき (配偶者障害を除く)

◎児童又は支給対象者が公的年金*を受給できるとき

ただし、年金額が児童扶養手当よりも低いときには、その差額分の児童扶手当を受給することが 出来る。

*遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

次の条件にあてはまる、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護して いる父又は母や、父・母にかわってその児童を養育している方が対象です。

ただし、児童が心身に基準以上の障がいを有する場合(特別児童扶養手当該当程度)は、20 歳未 満まで手当が受給できます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- 受給資格者
 - ・父又は母が重度の障がい(国民年金法の障害等級1級程度)にある児童
 - ・父又は母の生死が明らかでない児童
 - ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ・父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
 - ・父又は母が法令に定める裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
 - ・母が婚姻によらないで生まれた児童

また、詳細につきましては、下記窓口にご相談ください。

	区分	全部支給される者の	(月額)	一部支	給される者(月額)
手当の額	児童 1 人のとき	44,140 円			0 円~10,410 円 額に応じて決定)
(令和5年 4月現在)	児童 2 人のとき	上記に 10,420 P	月 加算	· ·	0 円~5,210 円 額に応じて決定)
	児童3人以上のとき	児童1人増すごとに 6,2 5	50円を加算	_	0 円~3,130 円 額に応じて決定)
			所得制	引 限 額	
	扶養親族等の数	本人(全部支給)	本人(一	部女給)	孤児等の
所得制限			47(養育者配偶者扶養義務者
	0人	490,000 円未満	1,920,000 円未満		2,360,000 円未満
(前年の所	1人	870,000円	2,3	800,000円	2,740,000円
得で判定。	2人	1,250,000円	2,6	80,000円	3,120,000円
ただし、1月	3人	1,630,000円	3,0	60,000円	3,500,000円
から6月に	以降1人增每	+380,000円	+3	80,000円	+380,000円
請求した場	該当の場合は上記限	度額に加算			
合は前々	·老人控除対象配偶者	100,000 円/人·老人扶養	養親族 100,	000円/人	
年)	·特定扶養親族 150,0	000円 /人・16歳以上19	歳未満の控	除対象扶養親	族 150,000 円/人
	*養育費の8割相当額	額を所得額に加算します。			
窓口	千曲市役所 こども未	来課 子育て支援係 (内線	1251)		

(3)障害児福祉手当

_ (- /							
内容		生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児(20 歳未満)に支給されます。 し、障害年金等一定の年金を受給している場合や所得が一定額を越える場合は支給停止となり					
130	ます。						
手当の額	月額 15,2	20円(令和5年度) ※年度により金額が	が変更する場合があります。				
所得制限	後記「(4)特	別障害者手当」に同じ。」					
	該当する障	がい等級はおおむね次のとおりです。					
		視覚					
	身	上肢	1級及び2級の一部				
	身体障がい	下肢					
		体幹					
対象者	٤١	聴覚	2級の一部				
		内部	1級				
	(注) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱いま						
	す。						
	知的障がい	知能指数おおむね 20 以下					
	精神障がい 日常生活において常時介護を必要とする程度						
窓口	千曲市役所	福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)					

(4)特別障害者手当

(- / 1 3 7 3 3 1	+						
						上の在宅重度障がい者(病院または診療所	
内容							
	また、所得が一定額を越える場合は支給されません。						
手当の額	月額 27,9	80	円(令和5年度)	※年度により	ノ金額7	が変更する場合があります。	
	扶養親族等 <i>0</i>	7米7		所	得 #	引 限 額	
	八良机冰寸。	ノ女人	本人(請求者)	配偶者及び扶	養務	備 考	
	0人		3,604,000 円未満	6,287,000	円未満	該当の場合は本人左記限度額に加算	
所得制限	1人		3,984,000円	6,536,0	00円	·老人控除対象配偶者 100,000 円/人	
アハコ ロ ロリルX	2人		4,364,000円	6,749,0	00円	·老人扶養親族 100,000 円/人	
	3人		4,744,000円	6,962,0	00円	·特定扶養親族 250,000 円 /人	
	い収 1 人 抽	-	1 200 000 III	. 212 00	ОП	- 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族	
	以降1人增	""	+380,000円 +213,000円		JU 15	250,000 円/人	
	該当する障がい程度はおおむね次の障がいが <u>重複</u> するもの又はそれと同程度以上のものです。						
			視覚				
	身		上肢			1級及び2級の一部	
	体		体幹				
対象者	身体障がい		下肢			1級、2級及び3級の一部	
刈豕伯	ίί		聴覚			2級	
	ŀ		内部			1級	
	(注) 脳原性	運動		表中の上肢、	下肢又(ま体幹機能障がいに準じて取り扱います。	
	知的障がい	知能	能指数おおむね 20 以	下			
	精神障がい日常生活において常時介護を必要とする程度						
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)						
					_		

(5)交通・災害遺児等に対して

①交通:災害遺児見舞金

内容	交通事故・災害事故により、父又は母が死亡もしくは障害程度1級(身体)となった時、その子供 (18 歳未満)に対し、見舞金を支給します。
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687

②交通·災害遺児等福祉金

内容	交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡もしくは国民年金法の障がい等級 1 級程度の障がい者となった時は、満 18 歳未満の児童に年額 2 万円 支給されます。 支給月は 8 月です。詳細は、窓口へ問い合わせください。
窓口	千曲市役所 こども未来課 子育て支援係 (内線 1251)

③自動車事故重度後遺障がい者介護料

内容	自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷したことにより、重度の後遺障がいが残り、常時または随時の介護が必要な方に対し支給されます。
窓口	独立行政法人自動車事故対策機構 長野支所 🏗 026-480-0521

(6)重度心身障がい者・児の介護者等に対して

①千曲市重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金

内容	重度の要介護高齢者、重度心身障がい者等と同居し介護されている方へ支給します。
	(原則として毎年 12 月に支給。基準日:11 月 1 日)
対象者	市内在住の重度心身障がい者等の介護者、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給者又は、これと同程度以上の障がいを有する方の介護者で基準日(11月1日)前1年間に介護期間が6ヵ月以
73% [上ある方。又は基準日前の介護期間の最終日からさかのぼって1年間に介護期間(前年度受給者は その年の 10 月 31 日以前の期間を除く。)が 6 ヵ月以上ある方
支給額	年額 80,000円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

②在宅重度障害児介護手当

内容	在宅の知的障がい児を介護されている保護者に対し手当を支給します。
対象者	市内に住所を有し、療育手帳 A1・A2・B1 の交付を受けている 20 歳未満の在宅の方を介護し、基準日(2 月 1 日)前の 1 年間に介護期間が 6 ヵ月以上ある児童の保護者が対象です。 (重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金受給者、社会福祉施設等通所等扶助費受給者は除く。)
支給額	年額 80,000円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

(7)特定疾患等患者見舞金

内容	特定疾患に係る医療費の公費負担を認められている方に対し見舞金を支給します。
対象者	10月1日現在で、 (ア)特定医療費(指定難病)受給者証
	(イ)特定疾患医療受給者証
	(ウ)長野県特定疾病医療受給者証
	(工)小児慢性特定疾患医療受給者証
	のいずれかの交付を受けている方で、かつ、市内に住所を有する方が対象です。
支給額	年額 10,000円
手続に必	① 申請書 ② 上記(ア)~(エ)いずれかの受給者証
要なもの	① 中胡音 ② 工記(ア)・*(エ)い91いの)支和有証
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

(8)腎臓機能障害者通院扶助

内容	腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けるために、通院している方に対し支援します。
対象者	市内に住所を有し、人工透析を受けるために通院している在宅の方が対象です。
对 家省	*医療機関にて無料の送迎車を利用されている方は除きます。
支給額	通院距離に応じて月額 3,000 円~6,000 円
手続	① 申請書 ② 医療機関で発行する証明書
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

(9)入所・通所・通園・通学者等に対して

①社会福祉施設等通所等扶助

内容及び	(1)社会福祉施設等に入所・入居し千曲市が援護をしている障がい者・児の保 護者で、千曲市に住所を有する方。ただし、介護保険での入所等は除く。	13,000円
支 給 額	(2)市内に住所を有し社会福祉施設等に通園・通学している障がい者・児(入寮 者を除く。)の保護者で、千曲市に住所を有する方	13,000円
基 準 日	(3)在宅で市内に住所を有し、かつ、千曲市が援護し、社会福祉施設等に通所し	日数に応じて
(12月1日現在)	ている者・児。ただし、当該者・児が未成年である場合には、その保護者(介	19,000 円~
	護保険での通所等は除く。)	26,000円
手続に必要なもの	① 申請書 ② 上記(3)のみ通所日数等証明書	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)	

②障害児・者施設訪問看護サービス補助

内容	保護者等の付添介護の負担を軽減するため、障がい児・者施設に通園・通所する児・者のうち 医療的ケア(主治医の指示)を必要とする者・児に対し看護師が施設を訪問して行う看護に必要 な経費を予算の範囲内で補助します。 *詳細につきましては、下記窓口までご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

(10)外国人高齢者及び外国人心身障害者特別給付金

内容	公的年金の支給を受けられない外国人に対して、特別給付金を支給します。
	市内に継続して 1 年以上居住している外国人で、永住者または特別永住者の在留資格を有し
	ている方のうち、生活保護法に基づく保護を受けておらず、社会福祉施設へ入所していない方
	が対象になります。
	≪外国人高齢者≫
	(1)大正 15 年 4 月 1 日以前に出生した方
対象者	(2)公的年金の支給を受けていない方
	≪外国人心身障がい者≫
	(1)昭和 36 年 12 月 31 日以前に出生した方
	(2)身体障害者手帳の 1・2 級または療育手帳の A1・A2 の交付を受けている方
	(3) 基準日前に心身障がい者となった方または基準日以後に心身障がい者となった方で、
	発生原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日が基準日前である方
支給額	≪外国人高齢者≫ 月額 10,000 円 ≪外国人心身障がい者≫ 月額 20,000 円
手続	詳細につきましてはご相談のうえ、下記窓口で申請してください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

4 生活福祉資金の貸付けを受けるには

次のとおり各種資金の貸付けが受けられます。(実施主体:県社会福祉協議会)

内容	失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援(就労支援、家計 指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世 帯への貸付けや、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対しての貸付けなどがありま す。詳しくは千曲市社会福祉協議会または、県社会福祉協議会までお問い合わせください。
窓口	千曲市社会福協議会 ☎ 026-276-2687 長野県社会福祉協議会 ☎ 026-226-2035